

1990年代以降の労働市場政策の変化と現在の課題

佐藤 吉宗

■ 要約

中道保守政権が2007年から実施した諸改革は、スウェーデンの社会保障政策の基礎であるワーク・プリンシプルの中でも就労の義務を強調するものであるが、その後の不況期において雇用の数が限られる中、非自発的失業者の地盤沈下が懸念される。同国がかつて誇った労働市場政策への支出規模は1990年以降、社会民主党政権の下で徐々に減少し、政権交代後もその傾向は続いてきたが、その内容も職業訓練・教育から求職活動の活性化や雇用助成金へと重点が移っている。一方、1990年代にはその効果が疑問視された職業訓練・教育は2000年代に入ってその意義が見直されており、労働需給の能力ミスマッチが顕著になる中、政策の再考を求める声もある。労働市場への包摂と就労を通じた生活保障を基本とする同国が抱える現在の課題は、雇用の数が限られる不況期に、失業者に対して意味のある活動保障（アクティベーション）をいかに提供し、生活保障を行っていくかである。

■ キーワード

積極的労働市場政策、職業訓練、ワーク・プリンシプル、アクティベーション

I スウェーデンの労働市場政策

1. 経済学的観点から見た労働市場政策の意義

スウェーデンの社会保障政策の基礎となってきた理念は「ワーク・プリンシプル (Arbetslinje)」という考え方である。政策議論で盛んに聞かれる言葉であるが、明確な定義がなされる機会は稀である。スウェーデン政府は社会保険制度の改革を目的として2004年に社会保険調査委員会を設立した際、包括的な定義を行っている (Socialförsäkringsutredningen, 2005)。そこでは「就労が可能で自分で生計を立てたり、社会のために貢献できる者には、その可能性がきちんと与えられる」とともに「全ての人は自分の就労能力を生かしたり、それを発展させながら、必要であれば職や居住地を変えて就労の努力をする義務が

ある」とした上で、政府として「現金の支払いよりも、就労支援や教育・訓練といった積極的な措置を優先する」ことだとされている。

ワーク・プリンシプルは、このように自らの能力を生かして就労したり、必要に応じて社会からサポートを受ける権利を意味すると同時に、就労や能力発展を通じた自活の義務を含むものである¹⁾。政策議論では論者により重きの置き方が異なるものの、主要政党の全てがこの理念の重要性を認めている。この理念を政策として具体化したものが積極的労働市場政策である。

積極的労働市場政策という、一般には政策の対象となる失業者個人の就労可能性や所得にもたらす効果に焦点が集まる。確かに、スウェーデンのように低技能労働力の賃金が比較的高い国 (Skedinger, 2005) では、低技能労働力の生産性を訓練・教育などを通じて賃金よりも高く押し上

げ、彼らの就労可能性を高めることは重要である。しかし、マクロ経済にも主に次の3つの経路で影響を及ぼすことを忘れてはいけない。

まず、労働力率を高めることによって、労働供給曲線を右シフトさせ、均衡賃金を下げ、雇用を拡大させる。また、それにより財市場での供給曲線も右シフトするため生産量の拡大につながる。

第二に、労働市場におけるミスマッチの解消を通じた効果である。ミスマッチには求人企業が求める適性・能力と求職者の持つそれが一致するにもかかわらず生じる摩擦的失業と、一致しないために起こる失業がある。特に後者のミスマッチが放置されると、経済全体では失業率が高いにもかかわらず人手不足の職種では賃金が上昇し、それがインフレにつながったり、景気回復が阻害される事態（ボトルネック問題）となる（Lindbeck & Snower, 1988）。積極的労働市場政策を構成する様々なプログラムは、この2つのミスマッチを解消することで人的資源の有効活用と経済の構造転換を促進する機能を持っている。

第三の経路は、職業訓練などによる能力向上を通じて労働生産性を高めることで、経済全体の賃金や購買力が高まり、経済成長につながるというものである²⁾。

ただし、積極的労働市場政策のマイナス効果もたらす経済的非効率にも着目する必要がある。まず、労働市場プログラムへの参加によって求職活動がおろそかになる結果、プログラムに参加しなくても職が見つかったであろう求職者の失業期間を長引かせる恐れがある（ロックイン効果）。これは、職業訓練などに当てはまる。また、プログラムやその参加者が、非参加者の雇用機会を奪うクラウディング・アウト（押し出し）効果も懸念される。これは雇用助成金などに当てはまる。

一方、消極的労働市場政策を代表する失業手当は、失業にともなう所得の変化に対応する保険としての役割だけではなく、求職者に時間的余裕を

持たせることで労働市場の適切なマッチングを促し、マクロ経済の効率性を高める機能も持つ。もし、失業手当の給付水準が低く期間も短ければ、失業者はどの仕事でも急いで就かなければならない。この場合、就いた仕事と本人の適性・能力が一致しないケースも増え、経済全体にとって非効率となるためである。ただし、逆に給付水準が寛大で期間が長い場合には、求職活動がおろそかになり失業率が高止まりするという研究結果³⁾もあるため、そのバランスを取ることが重要となる。ちなみに、積極的な求職活動や様々な労働市場プログラムへの参加が失業手当の受給条件であるスウェーデンのような国では、失業手当制度も積極的労働市場政策の一部と考えることもできる（Finanspolitiska rådet, 2009）。

スウェーデンにおける労働市場政策の議論では、以上のようなマクロ経済的観点からの効果や効率性を考えながら、いかに最適な政策を形作るかが中心となっており、これまでの様々な改革を見てもこの視点からの議論が主要な原動力となっていることが分かる⁴⁾。

以下では、労働市場政策の各要素を簡単に説明する。なお、労働市場省（Arbetsmarknadsdepartementet）の管轄下にあった労働市場庁（Arbetsmarknadsverket）、労働市場委員会（Arbetsmarknadsstyrelsen）、県労働市場委員会（Länsarbetsnämnd）、公共職業斡旋所（Arbetsförmedlingen）は2008年にArbetsförmedlingenに統合された。この新機関の名は旧制度での公共職業斡旋所と同じであるが、新制度での位置づけは行政庁であるため、本稿では「労働市場庁」と訳すことにする。

また、1クローナは2012年2月現在約12円である。

2. 消極的労働市場政策

(a) 失業手当（失業保険手当および基礎手当）
スウェーデンにおける失業保険は制度上は公的

社会保険に含まれず、職能・業種別の労働組合が管理する各失業保険基金によって運営され⁵⁾、加入者は雇い主が国に納める社会保険料とは別に給与の中から保険料を納める⁶⁾。ただし、失業保険基金はこの保険料だけでは運営が難しいため、社会保険料の一部を財源とした多額の補填を国庫から受けている。

失業までに最低6ヶ月働いており、失業保険組合への加入期間が12ヶ月以上である者に受給資格がある。自営業者でも廃業すれば受給資格がある。支払いは、失業後8日目から300日間だが⁷⁾、18歳未満の子どもがいる場合は150日延長可能である。給付額は給付開始から最初の200日は従前所得の80%、残りの期間は70%である。ただし、1日あたりの給付額の上限は680クローナ、下限は320クローナである。支払いは平日のみであるため、給付期間300日は約14ヶ月に相当する。

また、失業までに最低6ヶ月働いていたものの、失業保険に加入していなかったり加入期間が短い場合には、国庫を財源とする一日320クローナの基礎手当が得られる。この場合も給付期間は300日（もしくは450日）である⁸⁾。

(b) 活動手当（労働市場プログラム参加手当）

労働市場庁が管理する様々な労働市場プログラムに参加する場合の手当であり、上記の失業手当の受給者も、プログラム参加中は国庫を財源とするこの手当に切り替える。失業手当の受給資格がある場合はその額と同額であるが、失業手当の受給期間である300日（もしくは450日）が過ぎた後は、従前所得の65%が給付される（ただし最低でも一日320クローナ）。失業当初から失業保険手当の受給資格がない場合は、失業開始からの日数に関係なく一日223クローナの一律給付である⁹⁾。

3. 積極的労働市場政策（労働市場プログラム）

(a) 職業訓練

企業が求める技能を持った労働力が不足している場合にその解消を図るとともに、失業者の能力と就労可能性を高めることを目的としている。期間は最長6ヶ月だが、実際の平均は3ヶ月である（LU, 2011）。2010年に行われた労働訓練の内訳を参加者の数で見ると、建設技術、製造業関連、重機運転、運輸が8割以上を占め、そのほかには調理や看護・介護、経理などがある¹⁰⁾。労働訓練の管理は労働市場庁である¹¹⁾が、教育を実際に提供しているのはレルニア（国営の人材開発・派遣企業）や民間企業、自治体、成人高校などである¹²⁾。

(b) 現場実践（インターンシップ）

実践的な就労経験を積むことを目的としている。受け入れ先は2010年の時点で55%が民間企業、20%が自治体であり、その他はNPOや国の行政機関などである（Arbetsförmedlingen, 2011a）。既に存在する職を奪うという、クラウディングアウト（押し出し）効果を極力抑えるため、その職場の通常の業務以外の何らかの業務を行うこととされている¹³⁾。

(c) 準備的支援

求職活動を行う上で重点的な支援が必要な失業者には、ガイダンスやオリエンテーション、能力・適性の把握などの支援を提供したり、職業訓練の前提となる知識が不足している場合に義務教育・高校教育・スウェーデン語教育を提供する。疾病手当受給者を対象とした就労復帰の支援も含まれる。

(d) 起業支援

収益性と継続性のある事業計画を持つ失業者を対象に、起業のためのアドバイスなどを提供する。

最長6ヶ月のあいだ、活動手当が給付される¹⁴⁾。

(e) 雇用助成金つき雇用

長期失業者を雇う民間企業や公的機関に対し、その従業員の労働コスト（給与と社会保険料の和）の一部を国が負担する。賃金やそのほかの報酬が、その職能・業種の団体協約の規定に則ったものであることが条件である。過去9ヶ月の間に仕事がないことを理由に解雇を行った企業は適用外となる。雇用形態は、有期限・無期限を問わない。雇用助成金は、一般にこの助成金がなくとも雇われたであろう人の雇用に対して用いられる可能性が指摘されており¹⁵⁾、それを極力抑えるために失業がある一定期間を超えた長期失業者のみを対象とする（Forslund & Vikström, 2011）。

2006年まで続いた社会民主党政権は、失業期間の長さや失業者の年齢に応じて4つの異なる助成金制度を設けてきたが、現在の中道保守政権は、これを一本化した「再スタート雇用」という制度を実施している。これは1年以上失業した者を雇った企業や公的機関に対し、失業期間と同じ長さ（最長5年）だけ、社会保険料の2倍にあたる額を給付する。社会保険料は給与の31.4%（2011年）であるため、助成額は労働コスト全体の48%に相当する¹⁶⁾。

(f) 活動保障

失業保険手当の給付には300日間という期限が設けられているが、1987年以降、労働市場プログラムに一定期間参加すれば、新たに300日間にわたって失業手当を得ることが可能となった。この結果、後述するように1990年代には労働市場プログラムの質と効果が低下し、失業率が高止まりした理由の一つだと指摘された。

そのため、社会民主党政権は失業手当の受給期間の更新をやめ、受給が300日¹⁷⁾に達した失業者に対しては、アクティベート（失業者と労働市場

との接点の維持）のために、より重点的な求職支援を提供し、その参加を条件に手当（上記の活動手当）を給付する「活動保障」という制度を2000年に導入した¹⁸⁾。

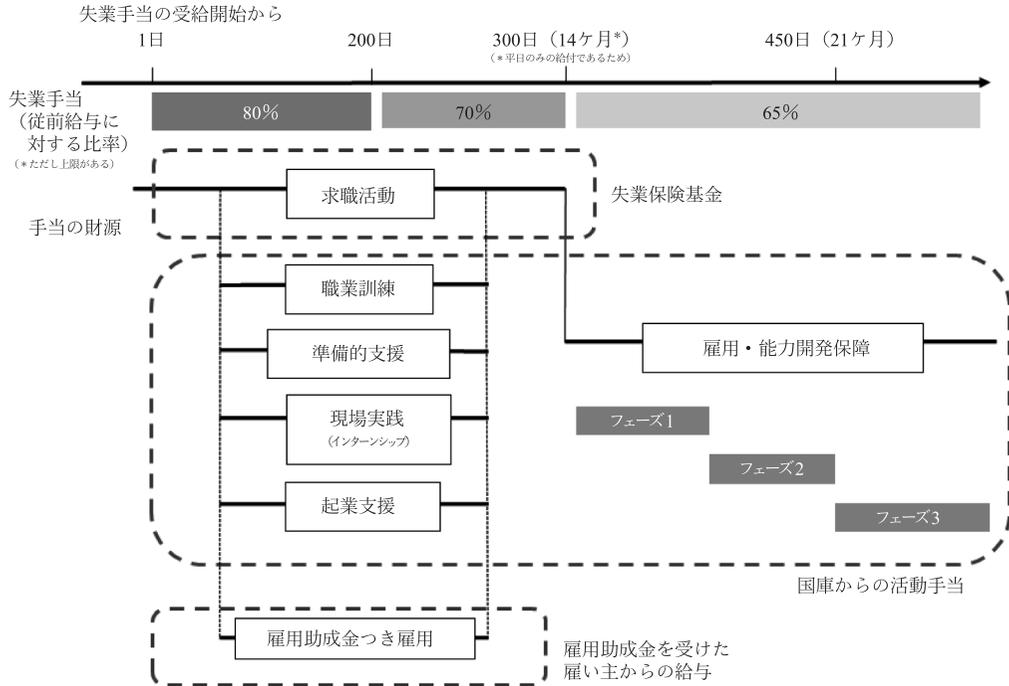
現在の中道保守政権は2007年より「雇用・能力開発保障」と名前を改め、3段階（フェーズ）からなる制度に改組した。フェーズ1では、失業者の適性・能力を把握した上でキャリアガイダンスや、求職活動を進める上でのアドバイス（CVの書き方、面接の受け方など）を提供する。フェーズ2では、既に上に示した現場実践や職業訓練、雇用助成金、準備的支援などを活用した就業能力の向上である。450日までに職が見つからない場合はフェーズ3に移行する。ここでは、労働市場庁が契約を結んだ事業者・団体のもとで就労を行う。ただし、通常の職を奪うクラウディングアウト（押し出し）効果を避けるため、就労の内容は「この制度がなければ行われなかったであろう職務であり、業務・サービスの質を高めるようなもの」と規定されている。雇用助成金制度とは違い、参加者はその事業者・団体から給与をもらうわけではなく、労働市場庁からの活動手当を受け取る¹⁹⁾。

失業中の求職活動や労働市場プログラムの流れについて、図表1に示す。各失業者の個別の求職活動を基本としながら、適宜、様々な労働市場プログラムに参加し、職が見つければ離脱していくことになる。

II マクロ経済の動向と労働市場政策の変化

1. 経済成長率と失業率

資産バブルの崩壊にともなう金融危機と通貨危機に同時に襲われた1990年代初頭のスウェーデン経済は、91年から3年連続でマイナス成長を記録し、失業率は2.4%という低い水準から急上昇して10%を超えるに至った（図表2）。その後、



注：失業手当の受給開始から最初の300日は、求職活動を基本としながら職業訓練などをはじめとする各種プログラムに適宜参加する。300日を超えると雇用・能力開発保障（活動保障）というプログラムに強制的に参加し、より重点的な支援を受けることになる。
 出典：労働市場庁および労働市場政策評価研究所の資料を参考に筆者が作成。

図表1 失業中の求職活動や労働市場プログラム

実体経済は1994年から再び成長に転じるようになり、失業率は1997年から下降していった。

2000年代に入ってから大きな経済ショックは、2000年から2001年にかけてのITバブル崩壊である。経済成長率は短期的に落ち込むものの、2004年から再び3%から4%の成長を記録する。

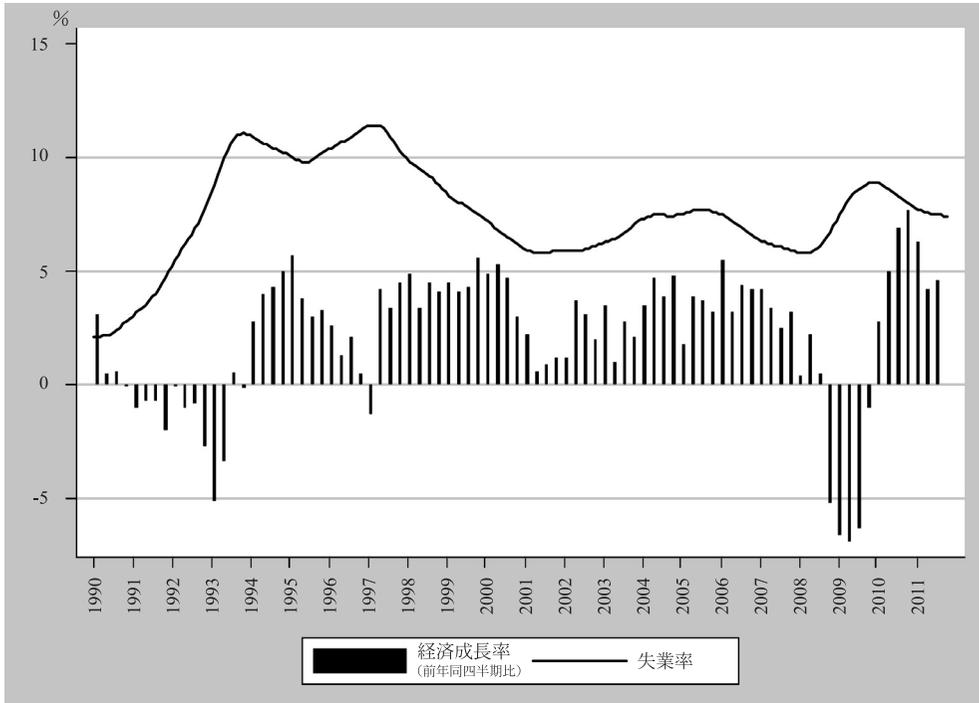
一方、失業率を見てみると、1997年以降、順調に減少してきた失業率は2003年から2005年にかけて再び上昇している。この時期は、ITバブルの崩壊から回復し再び高成長を記録した時期と重なるため、「雇用なき成長」と懸念された。24歳以下の若者に限れば、失業率はさらに高く2000年代に入ってから15%から25%の間を推移している。

その後、世界的な金融不安のために2009年の経済成長率はマイナス5.2%を記録した。1990年

代初めのバブル崩壊直後の3年間にわたる生産高の落ち込みを上回る打撃がわずか1年でスウェーデン経済を襲ったわけであるが、今回は国内要因による経済危機ではなかったため、世界的な景気立ち直りに合わせてスウェーデン経済もすばやく回復し、2010年は成長率が5.6%（年率）と大きくリバウンドすることになった。

失業率は上昇したものの、1990年代前半の経済危機に比べるとその幅は小さかった。この理由の一つは、ブルーカラーやホワイトカラーの労働組合の多くが、最大20%の勤務時間短縮と賃金カットに応じたためである（Medlingsintitutet, 2010; Hassler, 2010）。

さて、1990年以降の失業率の推移を振り返ってみると、1990年代半ばに大きく上昇したあとに確かに減少しているものの、1950年代から80



注：経済成長率は四半期ごとに前年同四半期からの変化率を示している。失業率は月ごとの失業率から季節変動を除去したものである。失業者の定義は、ILOの定義に基づく。
出典：中央統計庁（SCB）

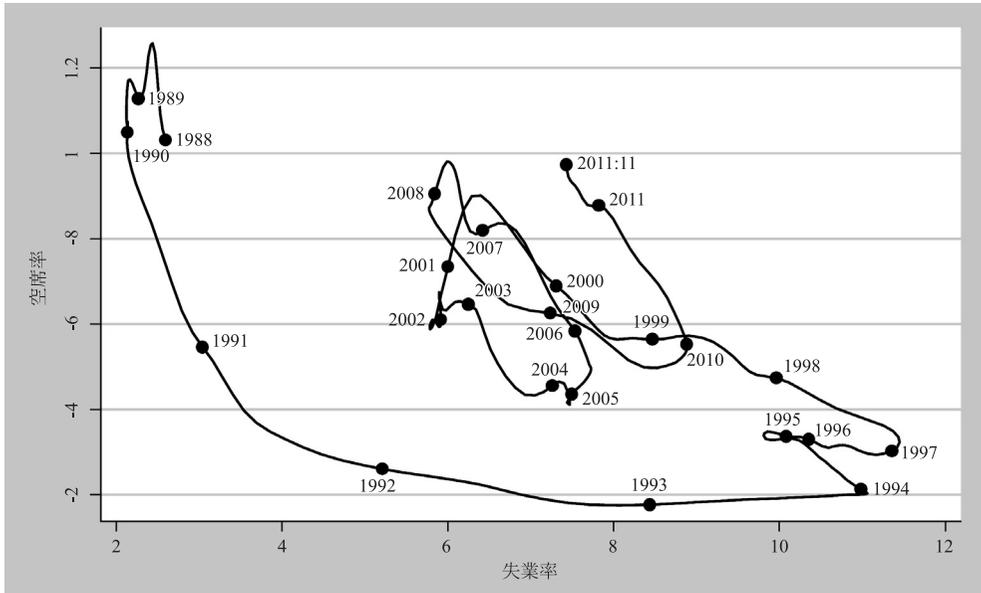
図表2 1990年から2011年までの経済成長率と失業率（16-64歳の労働力人口）

年代末まで2%から4%を推移していたことを考えれば、非常に高い水準で高止まりしているといえる。その背景には、均衡失業率（NAIRU）の上昇がある。実証研究²⁰⁾によると、1980年代末から1990年代前半にかけて均衡失業率が3.5%から5-6%に上昇している。均衡失業率は、賃金決定・価格決定メカニズムおよび労働需給マッチングなどによって決まる（Layard et al., 1991; Pissarides, 2000）が、1990年代以降に顕著となった賃金決定の分散化や失業者に占める長期失業者の上昇（Forslund & Krueger, 2006）、失業手当の給付条件の緩和などが影響を及ぼしたと考えられる。また、1993年に中央銀行の独立とインフレターゲット（2%±1%）の導入が実施され、金融政策の至上目標が物価の安定化と定められたために、低インフレ経済に移行した²¹⁾ことも失業

率が高止まりしている一因だと考えられる²²⁾。また、図表3に示したベヴァリッジ曲線が1990年代前半の経済危機を経て外側にシフトしていることから、労働需給のマッチングも悪化していると判断できる。

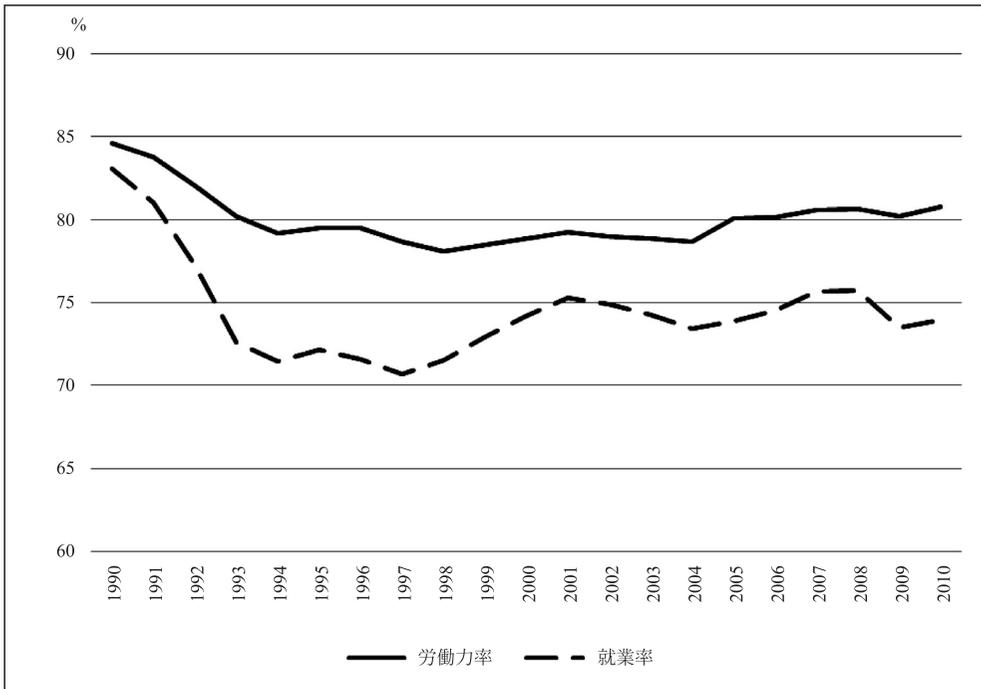
2. 就業率と労働力率

以上は経済成長率と失業率についてであるが、失業率は労働力（就業者と失業者の和）に対する失業者の割合であるため、労働市場に参加していない非労働力の動向はとらえていない。そのため、図表4では労働力人口²³⁾全体に占める就業者数の割合（就業率）と労働力の割合（労働力率）を示した。ここから分かるように、1990年に83%あった就業率は直後の経済危機で70%近くに減少し、その後2000年代には75%前後まで回復している



注：月ごとの失業率および空席率から季節変動を除去したものである。空席率は、公共職業斡旋所に登録された求人数を労働力で割ったもの。
 出典：失業者数・労働力は中央統計庁（SCB）、求人数は公共職業斡旋所（労働市場庁）

図表3 ベヴァリッジ曲線（1988年1月-2011年11月）



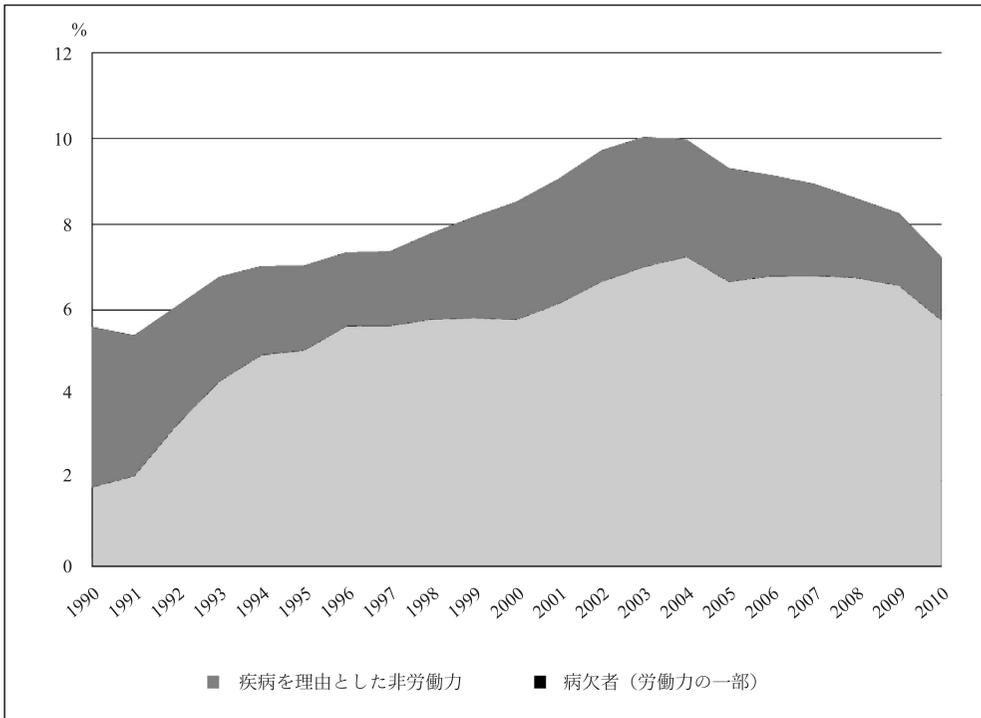
出典：中央統計庁（SCB）

図表4 1990年から2010年までの労働力率および就業率

わけだが、危機以前の水準と比べるといまだに8%ポイントほど低い。しかし、図表2に示した失業率は1990年と2000年代、たとえば2001年とを比較すると4%ポイントほどの上昇に過ぎない。つまり、1990年代初めの経済危機のあと、労働市場から退出する者が増え、労働力率が減少したために、失業率は就業率の減少ほど増加しなかったのである。

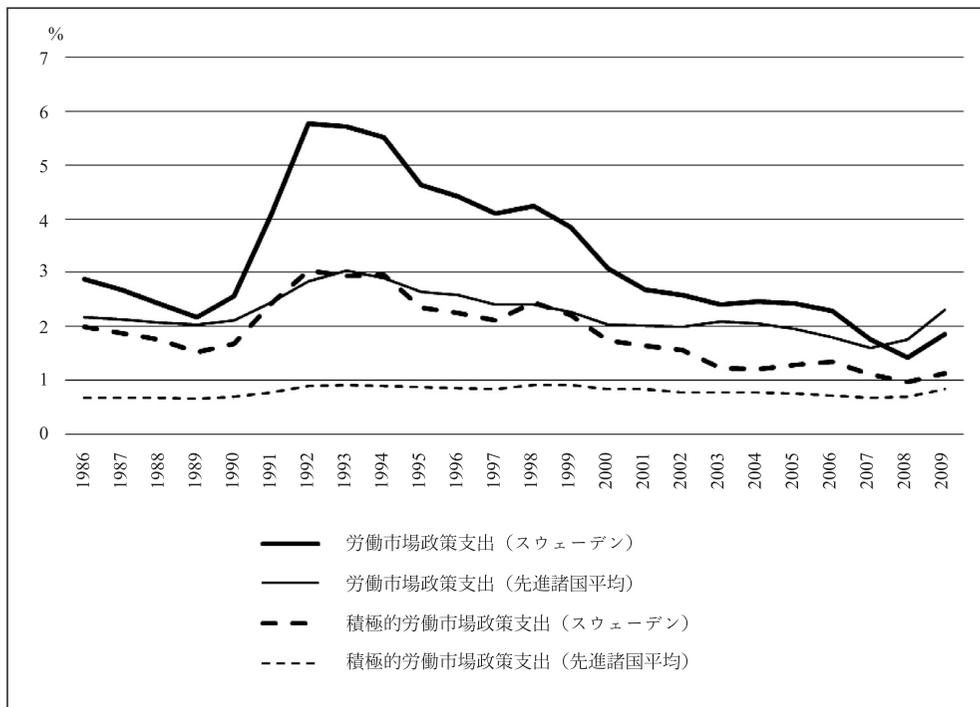
非労働力が増えた背景としては、1990年代初め以降、スウェーデンは知識社会の到来に備えて大学の定員を大きく増やした結果、労働力人口に占める学生の割合が増えたことがまず挙げられる。しかし、それ以上に大きな要因は、疾病を理由に非労働力化した労働力人口の割合が増えたことである。図表5から分かるように1990年の2%という水準からわずか3年後には5%に達し、2000年代に入ってからも高止まりしている。

疾病を理由とした非労働力の上昇とともに、就業者として労働力の一部でありながらも疾病のために休業している者（つまり、職場には籍を置きながら病欠している人）も増えている。図表5には労働力人口に占めるそれらの人々の割合も示しているが、2003年には両者を合わせた割合が10%に達している。彼らの大部分は、疾病保険手当の受給者であるため、その数の高止まりは、社会保障財政を逼迫させかねない。この点について、モラルハザードの疑いも指摘され、実態の解明が政治的にも学術的にも大きな課題となった²⁴⁾。疾病保険制度が事実上、失業者の生活手当として利用されているのではないかと指摘された。そのため、2006年の国政選挙でもその解決が大きな争点となったのである。



出典：中央統計庁（SCB）

図表5 疾病を理由とした非労働力と、病欠者（労働力の一部）の合計（労働力人口に対する比率）



注：「先進諸国」には、イタリアを除くEU-15と、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アメリカを含む。1986-2009年の全期間におけるデータが入手できない国はここに含めなかった。
出典：OECD

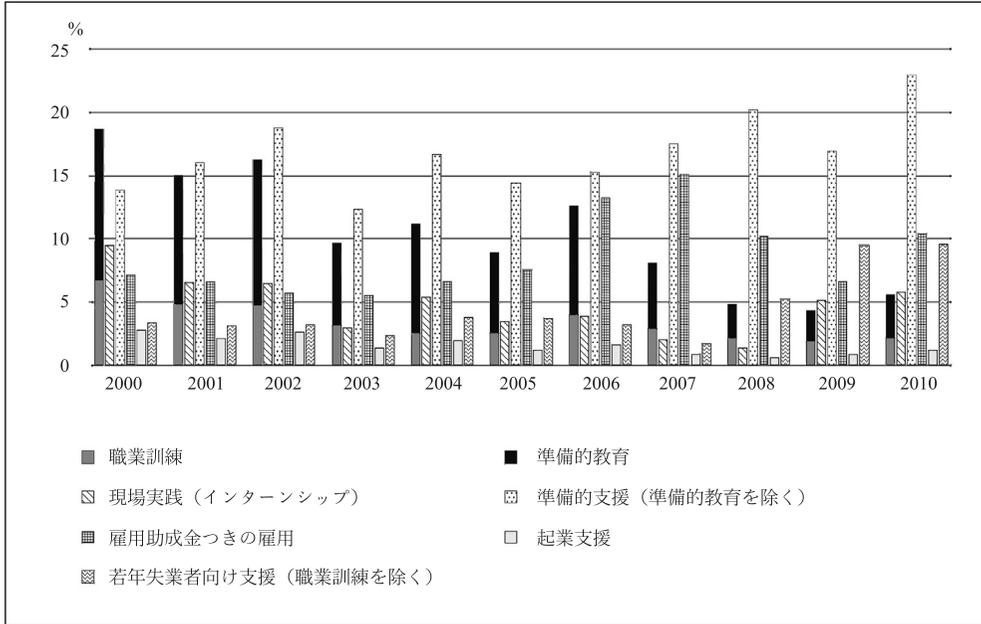
図表6 労働市場政策に対する支出額の対GDP比

3. 労働市場政策の推移

図表6はスウェーデンとOECD主要国の労働市場政策に対する支出額を対GDP比で示している。スウェーデンは特に積極的労働市場政策に対する支出の大きさが先進国平均と比べて顕著であったが、1990年代後半以降、支出額は大きく減少している。この減少の一部は、失業者の減少によって説明できる(図表2)。しかし、失業率が2%を切っていた1980年代終わりの水準と比べても2000年代の支出水準は同じか、むしろ低い。この時期の失業率は7%前後を推移していたわけであるから、失業率と比較した労働市場政策支出が減少していることは明らかである。同時期にはスウェーデンよりも失業率の低いデンマークやオランダ、ベルギーが、GDP比で見た労働市場政策

への支出を上回るようになっている(Lindvall, 2010)。この減少が、2006年における中道保守政権への移行以前の社会民主党政権の時代から続いできた点は興味深い。

積極的労働市場政策の内訳にも変化が見られる。図表7は2000年から2010年まで、それぞれの年の10月の時点で各労働市場プログラムに参加している人の、失業者およびプログラム参加者の和に対する割合を示したものであるが、労働訓練や準備的教育が大きく減少していることが分かる。また、中道保守連立への政権交代後である2007年と2008年は準備的支援と雇用助成金以外の労働市場プログラムが減少している。そして、金融危機の影響が顕著になった2009年から2010年にかけては、失業者の増大に対して、準備的支援と雇



注：各年10月末日における参加者の数を、失業者と各種プログラム参加者の合計で割ったもの。成人失業者を対象とした「活動保障」(2007年以降は「雇用・能力開発保障」)は、「職業訓練・準備的教育」や「現場実践」、「雇用助成金付きの雇用」などの活動も包括するものであるため、活動の内容ごとに振り分けた。カウンセリングやコーチングなどの活動は「準備的支援(準備的教育を除く)」に分類した。一方、若年失業者を対象とした活動保障は、その活動内訳が職業訓練のみ明らかであるため、それを「職業訓練」に分類したうえで、それ以外は「若年失業者向け支援(職業訓練を除く)」という独自の分類を設けた。この大部分がカウンセリングやコーチングなどの準備的支援だと考えられる。割合がわずかである「その他」は非表示とした。

出典：労働市場庁 (Arbetsförmedlingen) のデータを基に筆者が整理した。

図表7 スウェーデンの積極的労働市場政策の内訳 (失業者とプログラム参加者の合計に対する参加者の割合)

雇用助成金とともに、現場実践と若者向けの重点的プログラム(若者向けの活動保障)で対応しようとしていることが分かる。

では、労働市場政策の全体的な規模、そして特に職業訓練や教育が減少してきた要因は何だろうか。まず第一に、1990年代後半以降の財政再建の中で、ほかの社会保障と同じように支出が抑制されたことである。しかし、それ以上に重要な要因は、労働市場政策の効果が疑問視されたことである。

スウェーデンは1990年代に高失業時代に突入り、この時、図表6にあるように労働市場政策支出が増額され、様々な労働市場プログラムが実施された。そして、これらの経済学的評価が2000

年代になってから相次いで発表されたが、そのほぼすべてが職業訓練の効果について否定的であった。Calmfors et al. (2001, 2002, 2004)によると、1980年代に行われた職業訓練は受講者の就業促進効果を持っていたものの、1990年代に行われた職業訓練を検証すると、その効果が確認されない、もしくは、受講者の就業にとってむしろマイナスとなったという。また、その他の実証研究²⁵⁾でも、1990年代の労働市場プログラムは概して言えば効果がほとんどなかったことが明らかになっている。

この研究結果は政策議論の場でも大きく取り上げられ、積極的労働市場政策に対する信頼が大きく揺らぐこととなったし、関連省庁も自らが実施

してきた政策に疑問を持つようになった (Lindvert, 2006)。1990年代に失業者として各種プログラムに参加し、否定的な経験を持つ国民も多く、その経験が積極的労働市場政策の正統性を失墜させることにもつながった (Lindvall, 2011)²⁶⁾。

4. 労働市場政策の評価

一方、2000年代に入ってからスウェーデンで実施された職業訓練を評価した実証研究は、その効果を認めている。de Luna et al. (2008) は2002-04年に行われた職業訓練を分析しているが、その効果は大きく、概して言えば受講しなかった場合と比べて就業までの失業期間を20%短縮したと結論づけている²⁷⁾。2003年の職業訓練受講者を追跡調査したOkeke (2005) も同じように就業促進の効果を確認している。また、労働市場庁は1993年から2008年に行われた積極的労働市場政策の効果を分析しているが、ここでも1990年代に比べて2000年代に実施された政策のほうがはるかに大きな効果があったと結論づけている (Arbetsförmedlingen, 2009)。

Forslund & Vikström (2011) は、1990年代と2000年代に実施された職業訓練の効果が異なる背景を3点に分けて説明している。まず第一に、景気状況である。景気がよく、求人が豊富にある状況の下では、必要とされる職業訓練を特定しやすく、その実施効果も高いが、1990年代前半のように深刻な経済危機に見舞われ、労働需要そのものが少ない状況では職業訓練から就業へとストレートに結びつけることが困難である。これに対し、1990年代後半以降は景気が回復し、労働需要も伸びていくことになった。

第二に、1990年代は失業者の急増にともなう、労働市場庁が職業訓練の規模を拡大し、大量の失業者を受け入れたために、訓練の質が低下したことである。Lindvert (2006) によると1990年に6万人であった職業訓練の受講者が94年には23

万人へと実に4倍近くも膨れ上がった。

第三点目は制度変化に関するものである。1986年の失業保険制度の改正によって、失業手当の給付期間が終了した者でも、職業訓練をはじめとする各種の積極的労働市場政策に一定期間、参加することで失業手当の受給権を新たに得ることが可能になった。その結果、スキルアップを図り就業を容易にするためではなく、失業手当の新たな受給を主な目的として職業訓練を受ける者が増えたと考えられる。また、労働市場庁も失業者の適性をきちんとチェックすることなく、なるべく多くの失業者を職業訓練で吸収し、生活の糧を確保させようとする動機が働いた可能性が高い²⁸⁾。

しかし、2000年の活動保障の導入にともない、2001年からは労働市場プログラムへ参加しても失業手当の受給権を新たに得ることはできなくなった。300日の給付期間が過ぎた失業者は活動保障を通してより重点的な求職活動を続けていくことになった。それにあわせる形で2000年以降は職業訓練の定員が大きく削減されたため、適性のある失業者だけを選んで職業訓練を受講させる傾向が強くなったのである。

以上は、主に職業訓練の効果に関する評価であるが、その他の労働市場プログラムを評価した実証研究²⁹⁾ によると、実際の雇用・就業に似たプログラム、つまり、雇用助成金による雇用や起業支援が大きな就業効果を持つという。

III 2006年の政権交代と新政権の政策、その効果

1. 2006年9月の国政選挙の争点

2006年の国政選挙を前にしたスウェーデン経済が抱えていた問題は、既に見たように高止まりする失業率、特に若者の失業率の高さと疾病保険手当受給者の高止まりであった。選挙の争点もまさにこれらの点に集中し、社会的なアウトサイダー

となっている長期の失業者・疾病保険手当受給者や若者・難民などにどのようにして雇用を提供し、社会に包摂していくかが議論された。

スウェーデンの社会保障の大部分を占めるのは、年金や失業保険、疾病保険、育児休業保険など所得比例型の社会保険であり、受給資格は就労による所得がそれまでであったことである。そのため、アウトサイダー（長期失業者・長期疾病手当受給者のほか、専業主婦などの非労働力）が増えれば、経済的格差が拡大していくことになる。そのため、格差解消の鍵は貧困層を形成する彼らを労働市場へ包摂し、就業率を高めていくことだと考えられる。

1994年以来、政権を担ってきた社会民主党は、これらの問題に対し、長期失業者をはじめとするアウトサイダーへの各種手当の拡充という従来どおりの政策を主張するにとどまり、就業率を高める抜本的な政策を打ち出せなかった（Lindvall, 2011）。社会民主党はアウトサイダーだけでなく、職を持つブルーカラーや社会サービスの現業職員などインサイダーも支持層に抱えており、アウトサイダー重視の政策によって、インサイダーの票が離れてしまったことが、2006年国政選挙での社会民主党敗北の一因となった（Lindvall & Rueda, 2010）。

これに対し、穏健党を中心とする中道右派連合は、税制改革や失業保険改革を通じて就労インセンティブを高めることによって、非労働力化した人々を積極的に労働市場に取り込む政策を主張した。また、スウェーデンの雇用・社会保障政策を貫く理念である「ワーク・プリンシプル」の中でも義務・責任の側面を強調し、綻び始めていた雇用と社会保障とリンケージの強化と、長期失業者や疾病保険手当受給者のアクティベーションを訴えた。社会保障政策における中道保守連合のこれらの主張は、従来の支持層である中高所得層ではなく、むしろ就労している低中所得層に恩恵を帰

するものであった。しかし、税金の多くを負担し、その使い道に大きな関心を持つ中高所得層を納得させることにも成功し、従来の支持層と社会民主党の支持層を含める幅広い有権者から支持を獲得したのである。

2. 新政権の改革

僅差で勝利した中道右派連合は、掲げてきた選挙公約の多くを2007年から実行した。各種の政策に一貫しているのは、「ワーク・プリンシプル」とアクティベーションの重視であるが、経済学的には労働供給を高い水準に維持するとともに、求職活動の活性化によってマッチング効率を上昇させることで、均衡賃金を抑え、均衡失業率を下げることに重点を置いていた（Finanspolitiska rådet, 2009）。

(1) 労働市場政策

既に図表7で説明したように、職業訓練などの教育型プログラムよりも、雇用助成金や現場実践など実際の職場を利用したり実際の職業により近い内容のものを重視するとともに、求職活動の活性化（「準備的支援」に含まれる）に力を注ぐようになった³⁰⁾。

雇用助成金については、旧制度では長期失業者を助成金つきで雇ってくれる事業者を労働市場庁が探し、失業者に斡旋していたが、新政権が「再スタート雇用」と名づけた新しい雇用助成金制度では、失業期間がある一定期間を超えた長期失業者なら誰でも、助成金を受けながら自分を雇ってくれる事業者を自ら探して、雇用の機会を得ることが可能となった。また、求職活動の活性化のため、労働市場庁のアドバイザーによるガイダンスに加えて、民間のコーチングサービスの参入も認め、失業者が両者の中から自由に選べるようにした。労働市場庁による斡旋や指示を受身的に待つのではなく、就労の道を自ら見つけていく責任が

強調されるようになったのである。

一方、長期失業者に対しては、重点的な支援を与える「活動保障」を、3つのフェーズに分かれた「雇用・能力開発保障プログラム」へと改組し、失業期間が300日を過ぎた早い段階で重点的な求職支援を行うこととした。また、それでも職が見つからない失業者のために、仕事の間を人為的に確保して提供する制度が導入された（フェーズ3）。若年失業者に対しても、同様に重点的な求職支援を行う「雇用保障プログラム」³¹⁾が導入された。

(2) 失業保険改革

先述の通り、スウェーデンの失業保険は労働組合が失業保険基金を管理・運営しているものの、給付額や給付条件を決めるのは政府であり、国庫からも多額の財政補填が行われている。中道保守政権はまず給付条件の厳格化を行った。旧制度では給付期間である300日の間、従前給与の80%が支払われ、また支払額の上限も最初の100日間は一日730クローナ、それ以降は680クローナであった（下限は320クローナ）。新制度はこれを改め、最初の200日は従前所得の80%、その後は70%とするとともに、全期間を通して上限は680クローナ、下限は320クローナとした³²⁾。また、労働市場プログラムに参加し、活動手当の給付を受けている期間も失業手当の給付期間の算定に加えることとした。さらに、旧制度では20歳以上の学生であれば学業終了後に求職活動を行う場合、失業手当の受給資格が与えられていたが、それが廃止された。

次に、失業保険の保険料を大きく引き上げる改革を実行した。第一段階として2007年1月から国庫から失業保険基金への財政補填を100億クローナ削減し、第二段階として2008年7月から、各失業保険基金に関連する職能・業種の失業率と保険料とをリンクさせる制度を導入した（Kjellberg, 2011）。このため、各失業保険基金は失業保険料

を引き上げただけでなく、失業率の高い職能・業種ではその引き上げ幅が大きくなった。2006年末の時点での毎月の保険料は90-105クローナ³³⁾とわずかの開きしかなかったが、2010年末には90-444クローナに拡大している。

この制度改革は、保険制度の本来の姿に近づけ、歳出を抑制するという目的を持つと同時に、経済学的には賃上げコストの内部化による賃上げ圧力の抑制という意味も持っていた。つまり、失業率の高い業種・職能の労働力を管轄する失業保険基金は、手当の支払いを賄うために保険料を引き上げる必要があるため、ある業種・職能の労働組合が大きな賃上げを要求し、その結果、その業種・職能の失業率が上昇すれば、失業手当の支払額が増加し、保険料の引き上げとして自らに降りかかってくる。そのため、無理な賃上げを要求するインセンティブは小さくなり、均衡賃金の抑制と労働需要の増加につながるも期待される。また、長期的には、失業率が高い職能・業種から労働力を移動させる効果も持つ³⁴⁾。

(3) 疾病保険改革

高止まりを続けていた疾病保険手当受給者の数に対しては、制度の抱えるモラルハザードの可能性を指摘し、給付条件を大幅に厳格化した。具体的には、長期もしくは無期限で疾病保険手当を受給していた者の就労能力を厳しく審査し、リハビリ支援を強化した。また、給付期間を最長364日と定め（場合によっては最大550日の延長が認められる）、それを過ぎれば、労働市場庁の提供する3ヶ月間の就業復帰オリエンテーションを受けながら求職活動を行うことを義務づけた（Hägglund & Skogman-Thoursie, 2010）。

ただし、それまで長期にわたって受給を続け、制度改革にともなって就業復帰オリエンテーションへ移行させられた者の中には、ガンや重度の慢性疾患を持つ者もいたことが政治的に大きく取り

上げられ、政権側は激しい批判にさらされた。このため、2010年から疾病保険手当を継続的に支給することも場合によっては再び可能となった。

(4) 勤労所得税額控除

非労働力に就労を促すために、上記の疾病保険改革とともに行われたのが勤労所得にかかる所得税の一部を減税する勤労所得税額控除の導入である。減税の恩恵は低所得層になるほど大きくなるように設定されており、平均税率・限界税率がともに押し下げられるため、就労メリットを高めている³⁵⁾。一方、高所得者にとっては平均税率の低下のみの効果を持つ。2007年に導入された制度は、その後3度にわたって控除額が拡大された³⁶⁾。

(5) 労働需要側に対する政策的働きかけ

以上は失業者・非労働力を対象とした様々な施策であるが、雇用そのものを持続的に増やしていくためには労働需要側に雇用増大を促すサプライサイド型の施策も必要となる。中道保守政権は、それまでの社会民主党政権に比べて、特に若年者や低技能の労働力の雇用に焦点を絞った政策に重点を置いている。以下では、その中でも代表的な施策を簡単に説明する。

まず、26歳以下の若年者を雇った場合、社会保険料のうち公的年金保険料を除く部分が4分の1に減額され、事業者の社会保険料負担が以前と比べて約半分になった。スウェーデンは最低賃金に相当する給与水準が高く設定されている(Skedinger, 2005)うえ、年齢にともなう賃金の上昇が緩やかであるため、若年者と中高年の従業員の労働コストが大きく変わらないという傾向が、特に低技能の職で強い。社会保険料の減額は、賃金そのものを変化させることなく労働コストを下げ、若年者に対する労働需要を高める狙いがある³⁷⁾。

次に、掃除・洗濯・庭の手入れなどの家事労働

サービス(RUT)利用者を対象にした税額控除の導入である。これらのサービス産業は低技能労働力の雇用の受け皿として期待されているが、最低賃金に相当する給与水準が高いためにコスト高となり、この種のサービス産業が育ちにくかった。また、闇市場での取引も問題となってきた。中道保守政権は、家事労働サービスの利用者がその購入に支払った代金の半分の額を税額から控除できるようにした(年間の上限は10万クローナ)。女性を中心に家事労働サービスの起業を活発にしたり、これまで闇市場において安く購入されていたサービスが合法的に購入され、税収を高める効果も期待できる。また、購入者の労働供給を増やすという効果も持つ。理論的にも、家事労働との代替性が高いサービスや闇市場で供給されやすいサービスに対する税額控除の効果は高いと考えられる(Sorensen, 1997)。しかし、この制度導入後の実証研究はまだなされていない。

第三に、上記の税額控除と同じように、税制を通して低技能労働力の雇用を増やすために、レストラン・喫茶店での飲食にかかる消費税が2012年より25%から12%へと減額された。目的は、消費税減税を通じて消費者価格を下げ、需要を高めることで、飲食業の主に若年者や低技能労働力の雇用を受け皿を確保することである。ただし、同様の消費税減税を飲食業や理髪業において近年行ったフィンランドでは、雇用に対する効果は非常に限定的だという報告がある(Häkkinen-Skans & Kosonen, 2011)。

3. 政策の効果・影響

さて、中道保守政権は2007年から以上のような改革に着手していったわけだが、これらの政策は2005年から2007年の好況期を念頭に立案されたものであった。2008年以降も景気が持続していれば、これらの政策によって均衡失業率は6%から1-2%抑制されるだろうと考えられていた

(Forslund, 2008; Finanspolitiska rådet, 2009)。しかし、世界的な金融不安にともなう2008年以降の景気低迷によって、予期せぬ効果・影響をもたらすこととなった。

(1) 労働力率の維持

まず、プラスの効果であるが、図表4から分かるように不況の底にあたる2009年は就業率が3%ポイントほど減少したもののこれはほぼ失業率の上昇によるものであり、労働力率は微減にとどまった。一方、2009年後半からの景気回復期においては2011年までに労働力率が2%ポイントほど上昇したため、失業率の減少以上に就業率が上昇している。この点は、1990年代初めの経済危機の際とは対照的であり、不況期においても労働力を労働市場に繋ぎ止めることに成功し、そのことによって景気回復期における企業による労働力の確保が円滑に進んだと見ることができる。

(2) 失業保険非加入者の上昇

中道保守政権が2007年から段階的に実行した失業保険改革によって、各失業保険組合に対する国庫からの補填が減り、保険本来の形に近づくことになった。このため、改革直後に保険料が引き上げられただけでなく、2008年後半から増え始めた失業者の数にともない手当の支払い額が増えるにつれ、保険料がさらに上昇する結果となり、2006年に66%だった加入者の割合（対労働力）は2010年末に58%に減少している³⁸⁾。また、業種・職能の失業率に応じて、保険料に差をつける制度が導入されたため、一般的に失業率が高いブルーカラー労働者の保険料が大きく上昇する結果となり、給与水準がもともと低い傾向にある彼らにとっての負担感が高まり、非加入率がブルーカラー業種・職能において特に高くなった。

2008年からの景気低迷はそのような状況の中で経済を襲った。失業保険に非加入だった失業者

は、定額の基礎手当しか受けられず、経済格差が拡大する結果となった。

失業保険が国の社会保険制度の一部ではなく任意加入制であることの是非は、特に非加入者が増大した2007年の改革以降、政策議論の場で激しく論じられてきた。強制加入保険として国が一元的に基金を管理する案も当然ながら出されているが、影響力の縮小を恐れる労働組合からの強い反発がある。経済学専門家の間では、従来通りに任意加入制を維持するのであれば、基金ごとに保険料に差をつけるべきでない、という声強い³⁹⁾。

(3) 経済格差の拡大

失業保険や疾病保険の手当削減や条件の厳格化は、不況期にも労働力率を維持することにつながったものの、そのしわ寄せは手当に頼らざるを得ない非自発的失業者や疾病者が被ることになった。中央統計庁のデータから家計の可処分所得を見ると、下位10%の家計の平均所得は2006年から10年にかけて9%減少しているが、上位10%の家計の平均所得は13%上昇している。また、ジニ係数は同じ期間に24.6から26.8に上昇している⁴⁰⁾。

(4) 活動保障の問題点

「活動保障」とは本来、失業手当の給付期間が過ぎた直後から、より重点的な就労支援を行い、長期失業者をアクティベートすることが目的であるが、旧制度では失業手当の支払い終了後300日が経ってやっと支援が開始されるケースもあるなど、その中身が疑問視されてきた（Hägglund, 2002; Fröberg & Lindqvist, 2002）。中道保守政権はその批判を受けて「雇用・能力開発保障」という制度に改めたわけだが、この制度でも給付終了後100日以上経って初めて、能力・適性の把握などのカウンセリングが開始されるケースが多く（Finanspolitiska rådet, 2009）、この傾向は「雇用・

能力開発保障」の対象者が急増した2008年後半以降にさらに顕著になっている。また、実際の内容もカウンセリング、コーチングなどの求職活動支援（図表7では「準備的支援」に分類）が中心で、現場実践や職業訓練・教育などの就労能力開発は少ない（Hammar, 2008）。

さらに、長期失業者が最後に行き着く「フェーズ3」では、長期失業者を受け入れる職場が十分に確保できなかったり、与えられる職務内容が仕事とは呼べない、意義の分からないもの⁴¹⁾であったり、受け入れ助成金を目当てに長期失業者を受け入れたものの活動を与えない事業者の存在が明るみになるなどのケースが、野党から激しく批判を浴びた。

財政政策評価委員会⁴²⁾は、活動保障が実質的には生活保護化している、と批判しており（Finanspolitiska rådet, 2009）、失業の長期化にともない参加者が急増するなか、アクティベーションとして意味のある活動を提供し、その参加状況をいかに管理するかが課題となっている⁴³⁾。

(5) 職業訓練の不足

2000年代に入ってから減少が続いてきた職業訓練・教育は、中道保守政権のもとでさらに削減されることになった。一方、2009年後半からの景気回復期において、一部の業種において適切な技能を持った労働力の不足が生じている。図表3にあるようにビヴァレッジ曲線がさらに外側に移動する傾向が見られるが、その主な要因は地域間の労働需給ミスマッチではなく、教育水準・技能のミスマッチである（Konjunkturinstitutet, 2011）。財政政策評価委員会は職業訓練の枠を月15000人、準備的教育は7500人拡大し、景気回復期における一部の業種における労働力不足の解消を図るべきだと主張している（Finanspolitiska rådet, 2009）。

一方で、現政権は労働市場庁の管轄する職業訓練・教育ではなく、成人向け高校の職業教育や、

職業大学、一般大学における教育を重視し、2010年の予算では景気対策の一環として定員をそれぞれ10000人、3000人、10000人増やしている。これらの教育は、失業者だけを対象としたものではなく、また職業訓練などと比べ期間も長い。そのため、景気回復局面における即応性には欠けるものの、長期的には経済の構造転換に寄与するものと期待される。この点については、次でも触れる。

4. 課題

スウェーデンの社会保障モデルは「ワーク・プリンシプル」の原則の下で、就労とのリンクが基本となっている。そのため、なるべく多くの労働力人口を労働市場に取り込み、労働力率を高く維持することが必須となる。経済格差の問題に対しては、公的扶助による支援の拡充よりも労働市場への包摂による解決が重視される。従って失業者の求職活動を活発化させたり、就労可能性を高めるための訓練や教育を行うことが求められる。

このアクティベーションという考え方は、労働需要が豊富に存在する好況期にはその実現が比較的容易である。しかし、雇用の数が限られる不況期には就労が困難となる。その結果、非就業者の数が高止まりし、経済格差が拡大される結果となる。この問題にどう対処するかは「ワーク・プリンシプル」原則に基づく社会保障モデルが抱える根本的な課題と言えるだろう。

現在のスウェーデンにおける大きな課題は、アクティベーションのための中身のある活動を特に不況期においてどのように提供するかということである。先述の通り、中道保守政権は、労働市場政策の重点を職業訓練や教育からコーチングなどを利用したカウンセリングや求職活動の活性化へと移したわけだが、労働需要が減退する不況期には効果は薄い（Finanspolitiska rådet, 2009）。

一つの提案として、失業保険の給付条件を景気循環局面によって変動させ、例えば、失業が長期

化する不況期には給付水準を引き上げ、その段階的削減のスピードを遅くし、給付期間を長くさせるべきだというアイデアが経済学の分野から上がっている (LU, 2011)。これは、失業者の生活保障にとって大きな意義を持つし、消費が高まることで不況の影響を緩和する効果を持つ。また、一般に寛大な給付は求職活動のインセンティブを低下させ、失業率が高止まりさせると懸念されるが、この悪影響は求人の方が少ない不況期には小さい。つまり、景気変動型の失業保険制度は生活保障・インセンティブ問題・消費の下支えの3つの面から望ましいのである (Sanchez, 2008; Andersen & Svarer, 2009)。ただし、問題点は、景気判断の仕方⁴⁴⁾に加え、給付条件の緩和や厳格化を客観的なルールに基づいて行うのか、裁量的な政治判断に任せるのかという点であるが、アメリカやカナダでは実際に導入されている。

同様に、積極的労働市場の内容も景気循環局面によって柔軟に変えるべきだという主張もある (Finanspolitiska rådet, 2009)。不況期には、雇用助成金による雇用や現場実践の機会は限られてくる。むしろ、より長い期間を要する職業訓練や教育を多用し、失業者の能力開発に力を注ぎ、来るべき景気回復に備えるという、ある種の「冬眠」の考え方である。教育・訓練は確かにロックイン効果を持つが、不況期にはその懸念が小さい。その点では、現政権による成人向け高校の職業教育や、職業大学、一般大学の増枠は評価できる⁴⁵⁾。しかし、1990年代の失敗を繰り返さないように、適性を持った受講者の選抜と訓練・教育内容の管理をきちんと行うことが肝要である。また、労働市場が求める訓練・教育の種類・方向性を特定するのが不況期には難しいという点に注意する必要がある。

IV 日本への示唆

日本でも近年、積極的労働市場政策への関心が高まり、求職者の能力開発に力が注がれつつあるが、職業訓練をはじめとする諸政策が期待通りの効果をあげるための鍵をいくつかまとめてみたい。

まず、積極的労働市場政策はあくまで失業者が一つの職から別の職へ移動するのを助けるに過ぎないため、その「別の職」に即した内容でなければならない。スウェーデンでも、労働組合や産業界の理解と協力や、労働市場庁による地域の労働需要の把握、教育機関と連携が重要な鍵を握っている (Lindvall, 2011)。日本における職業訓練は、予算の消化が優先され、労働需要側のニーズに合わないものが多いという批判をよく聞く。

また、失業者が移動していくべき新たな雇用機会がなければ、積極的労働市場政策は機能しない。そのため、労働供給側に対する施策だけでなく、税制やサプライサイド型の産業政策を用いて労働需要を喚起することも重要である。また、労働市場政策は所得分配にも大きな影響を与えるものであるため、労働市場政策だけを別個にとらえるのではなく、税制、産業政策、社会保障制度の中で総合的にとらえた上で、そのあり方を議論する必要がある。

さらに、政策の効果を適宜、事後評価するための体制を整備することも重要である。スウェーデンでは、積極的労働市場政策を管轄する労働市場庁 (Arbetsförmedlingen) が統計的な分析を行い、労働市場政策評価研究所 (IFAU) が経済学・計量経済学に基づく学術的な評価を行っている。そして、その評価結果は政策議論にも頻繁に用いられている。労働市場政策には負の効果が潜在的に付きまとうが、それを極力減らしながら、各経済主体 (求職者・非労働力・企業など) のインセンティブを最大限に引き出し、全体としての費用対

効果を高める制度設計が必要となる。

注

- 1) この言葉が使用され始めたのは、大恐慌直後に失業対策が盛んに議論された1930年代もしくはそれ以前、という見方がある（Socialförsäkringsutredningen, 2005）。
- 2) 以上のような積極的労働市場政策の機能は、1950年代に提唱されたレーン・メードナー・モデルがまさに意図した点である。確かに、労使間の団体交渉による賃金決定は多かれ少なかれ分散化し、また、レーン・メードナー・モデルという用語自体も今ではほとんど使われないものの、このモデルを構成した要素の大部分は、今でも積極的労働市場政策の根幹を成している（たとえば、Jackman, 1994; Calmfors, 1995; Forslund & Vikström, 2011など）。
- 3) 失業保険手当の給付水準の引き下げが失業者の就業に与えるプラスの効果についての実証研究はCarling et al. (2001), Røed et al. (2002), Benmarker et al. (2007)。また、失業保険手当の給付水準が高いほど、均衡賃金が高くなるという実証研究については、スウェーデンに関するものはForslund et al. (2008), Westermarck (2008), OECD諸国のパネルデータを使ったものはNickell & Layard (1999), Nickell et al. (2005), Bassanini & Duval (2006)に見られる。
- 4) 例えば、Finanspolitiska rådet (2009, 2010, 2011)
- 5) ただし、必ずしも労働組合の区分と失業保険基金の区分とが一致しているわけではない。全部で30前後の基金があるほか、労働組合から独立したのも一つ存在する。
- 6) ベルギー・オランダや北欧で一般的なこの仕組みは「гент・システム」と呼ばれ、労働組合が高い組織率を維持するのに貢献してきた（Lind, 2007, 2009; Kjellberg, 2009）。
- 7) つまり、失業してから7日間は無給付である。
- 8) この失業手当（失業保険手当および基礎手当）と次に示す活動手当は、受給額に応じて公的年金の年金権が加算されるが、年金保険料は国が負担する。
- 9) 失業手当の給付期間は最大300日（450日）であるが、この日数には活動手当を受けていた期間も含まれる。
- 10) 労働訓練の経費は、参加者一人あたり月平均14,000クローナ。ここには受講者への手当（活動手当）の経費は含まれない（LU, 2011）。
- 11) 話が複雑になるが、国の機関である労働市場庁が

管轄する職業訓練のほかにも、自治体が生活保護受給者や失業までの就労期間が6ヶ月に満たない人を対象に、独自に行っている職業訓練もある。

- 12) 効果については、職業訓練を終了してから90日後の状況を追跡調査してみると、仕事に就いた修了者の割合は、2000年から2008年は70%前後を推移していたものの、2009年は31%、2010年は38%と不況の影響が色濃く出ている（Arbetsförmedlingen, 2011a）。
- 13) 現場実践の修了者のうち90日後に仕事に就いている者の割合は、2000年代を通して40%から50%と横ばいで推移している。労働訓練のような落ち込みは見られない（Arbetsförmedlingen, 2011a）。
- 14) 成長政策研究所（ITPS）の調査によると2001年に起業支援を受けて誕生した企業のうち3年後も営業を続けていた割合は60%であり、支援を受けずに誕生した企業の生存率である64%とさほど変わらなかった。また、2005年に登録された新しい企業の15%が起業支援を受けて誕生した企業であった（ITPS, 2006）。
- 15) 例えば、Lundin (2001), Calmfors et al. (2004), Lundin & Liljeberg (2008)。
- 16) ここに示したのは失業者が26歳以上55歳未満の場合である。20歳以上26歳未満であれば6ヶ月以上の失業で適用の対象となるが、助成期間は最長1年であり、助成額も社会保険料と同額である。一方、55歳以上65歳未満であれば失業期間の2倍が助成期間となる（最長10年）。
- 17) 18歳未満の子どもがいる場合は450日。
- 18) 実際には失業から600日過ぎるまで具体的な活動が与えられなかった（Finanspolitiska rådet, 2009）ため、中道保守政権が制度を改組し、アクティベーションの原則を強化することとなった。
- 19) 「雇用・能力開発保障」の参加者のうち40%がフェーズ1が終了する150日目までに職を見つけたなどの理由でプログラムから退出している。また、フェーズ2が終了する450日目までにプログラムから退出した人は、フェーズ1における退出者と合わせて全体の70%である。つまり、プログラム開始から450日経っても職が見つからず、フェーズ3に移行する人は全体の30%である（Arbetsförmedlingen, 2011b）。
- 20) Assarsson & Jansson (1999), Apel & Jansson (1999), Lindblad & Sellin (2003), Konjunkturinstitutet (2007)
- 21) 70年代を通した平均インフレ率（年率）は8.6%、80年代は7.9%であったが、1994年から現在に至るまでは年平均1.5%という低インフレを記録している。
- 22) ただし、インフレレジームの移行が均衡失業率そ

- のものをシフトさせるのか、フィリップス曲線上での移動のみを意味するのかについては実証研究でも明確ではない (Apel & Jansson, 1999; Agell & Lundborg, 2003; Warne & Vredin, 2006).
- 23) ここでは16歳から64歳の総人口と定義している。
 - 24) 例えば, Arai & Skogman-Thoursie (2005), Johansson & Palme (2005), Lindbeck et al. (2006) などがある。
 - 25) Fredriksson & Johansson (2003), Stenberg (2003, 2005), Stenberg & Westerlund (2004), Andren & Andren (2004), Andren & Gustafsson (2004), Carling & Richardson (2004), Axelsson & Westerlund (2005), Johansson (2006)
 - 26) Lindvall (2011) はもう一つの重要な要素として, 労働市場プログラムの策定過程における政府・労働組合・経営者団体による協力関係が崩壊したことを挙げている。Lindvallは「コーポラティズムの後退」と表現し, 職業訓練や現場実践などの実施には, 産業界・経営者団体の積極的な関与が必要であると述べている。
 - 27) de Luna et al. (2008) によると, 職業訓練は中卒者・高校中退者などの低学歴の者や, 外国からの移民・難民に対する就業促進効果がその他の受講者よりも高かった。また, 訓練の内容別に見ると, 運輸や機械操作, 医療関連の効果が特に大きかった。
 - 28) この点はSianesi (2001a, 2001b) も指摘している。
 - 29) Carling & Gustafsson (1999), Calmfors et al. (2001, 2002, 2004), Sianesi (2004, 2008), Forslund et al. (2004)
 - 30) 2008年の予算案の中でも「労働市場庁の最も重要な任務は, 積極的労働市場政策の各種プログラムを失業者に斡旋することではなく, 求人失業者に斡旋することである」と明記している。
 - 31) Finanspolitiska rådet (2009) やForslund & Vikström (2011) は, 若者に対して「雇用」を保障しているわけではなく, あくまで活動を保障しているに過ぎないので誤解を招く表現だと批判している。
 - 32) 無給付期間は5日から7日に延長された。
 - 33) 2006年まで失業保険の保険料はその40%に相当する額を税額控除できたため, 実際の負担額は54-63クローナだった。しかし, この控除制度は2007年より廃止された。
 - 34) 理論的裏付けはCalmfors (1995), Lindblad (2010) に見られる。Lindbladは財務省や中央銀行などのエコノミスト・行政官僚であったが, 中央銀行勤務時にAnders Borgと出会い, 2006年の選挙後にBorgが財務大臣となった際に副大臣に任用されている。Lindblad (2010) は彼の博士論文である。
 - 35) この制度が労働供給に与える正の効果については, 労働供給の弾力性を仮定したシミュレーションを用いた研究や理論研究 (Flood et al., 2003; André, 2003; Kolm & Tonin, 2006; Aaberge & Flood, 2008; Finansdepartementet, 2009, 2010; Flood, 2010) がある。一方, 実証研究はEdmark et al. (2010) が, 効果は見られないと結論付けているが, 使われた自治体データの変数の分散が小さすぎるという問題が指摘されている。
 - 36) またこの制度は労働供給を高めることによる賃金抑制効果も狙いの一つである (Finanspolitiska rådet, 2010)。しかし, Henrekson (2010) によると, 主な効果は可処分所得の増大であり, 賃金抑制効果は確認できないとしている。
 - 37) ただし, 雇い主が社会保険料を全額払わないとは言っても, 若年者が享受できる社会保険制度が他の年齢層よりも劣るというわけではない。雇い主が免除された社会保険料の負担は国庫が肩代わりするため, 一種の雇用助成金と見ることができる。
 - 38) Kjällberg (2011) のデータより算出。
 - 39) 失業保険改革の背景にあるCalmfors (1995) とLindblad (2010) の理論モデルは, 失業保険が強制加入であること, そして団体交渉を行う労働組合の業種・職能区分と失業保険基金の区分とが完全に一致していることを前提としているが, これはスウェーデンの実際の失業保険制度から大きく乖離するものである (Calmfors & Marthin, 2011)。
 - 40) ここに示した数値は金融所得を含まない場合である。含めた場合の可処分所得は, 下位10%の家計が11%減少, 上位10%の家計が6%上昇, ジニ係数は28.8から29.9に上昇している。
 - 41) クラウディング・アウト効果を避けるために「通常の雇用を奪うことがないと同時に, 社会にとって意義のある活動」と規定されているが, そのような職務内容を見つけるのは難しい。ただし, 社会民主党政権では, 公的部門 (学校教育・高齢者福祉など) で予算の都合から提供するのが難しい付加的サービスの提供を長期失業者に任せる「プラス雇用」という制度を導入していたこともあり, そのような職場を長期失業者の活動の場として用いることも一案である。
 - 42) 現政権が設立した専門委員会であるが, 政府とは独立した立場から政府の政策の評価を行う。
 - 43) また, プロファイリングなどの統計的ツールを用いることで失業が長期化しそうな失業者を早期に特定し, 失業手当の給付期間が切れる以前のより早い段階で活動保障 (アクティベーション) を提供すべきだという主張もある (LU, 2011)。
 - 44) 難しいのは失業率の変動が景気変動によるものな

のか、構造的要因による均衡失業率の変動によるものなのか、という判断である。失業率の変動が前者の要因によるものであれば給付条件の変動は望ましいが、後者が要因であれば失業率を高止まりさせることになる。望ましい判断基準としては、過去数年間の平均的失業率から現在の失業率がどれだけ乖離しているかというものである。構造的要因による均衡失業率の上昇が原因であれば、時間とともに乖離幅が減少していくため、給付条件も自動的に厳格化していくことになる（Finanspolitiska rådet, 2009）。

- 45) ただし、財政政策評価委員会の批判は、従来型の職業訓練にも現状以上の力を注ぐべき、というものである（Finanspolitiska rådet, 2009）。

参考文献

- Aaberge, R. & Flood, L. (2008), Evaluation of an In-Work Tax Credit Reform in Sweden - Effects on Labor Supply and Welfare Participation of Single Mothers, Discussion Paper 3736, Institute for the Study of Labor (IZA).
- Agell J. & Lundborg P., (2003), Survey Evidence on Wage Rigidity and Unemployment - Sweden in the 1990s, *Scandinavian Journal of Economics*, 105(1), pp.15-30.
- Andersen, T. & Svarer, M. (2009), Konjunkturafhængig arbejdsmarkedspolitik, rapport for den danske arbejdsmarkedskommission (report for the Danish labor market commission).
- Andrén, T. (2003), The choice of paid childcare, welfare, and labor supply of single mothers, *Labour Economics*, 10(2), pp.133-147.
- Andrén, D. & Andrén, T. (2004), Assessing the Employment Effects of Vocational Training using a One-factor Model, Working Papers 133, Department of Economics, University of Gothenburg.
- Andrén, T. & Gustafsson, B. (2004), Income Effects from Labour Market Training Programs in Sweden during the 1980s and 1990s, *International Journal of Manpower*, 25(8), pp.688-713.
- Apel, M. & Jansson, P. (1999), System estimates of potential output and the NAIRU, *Empirical Economics*, 24(3), pp.373-88.
- Arai, M. & Skogman-Thoursie, P. (2005), Incentives and Selection in Cyclical Absenteeism, *Labour Economics*, 12(2), pp.269-280.
- Arbetsförmedlingen (2009), Arbetsmarknadsrapport 2009: 2, the Swedish Public Employment Service.
- Arbetsförmedlingen (2011a), Arbetsmarknadspolitiska program - Årsrapport 2010, the Swedish Public Employment Service.
- Arbetsförmedlingen (2011b) Jobb- och utvecklingsgarantin - En studie av sannolikheten att få jobb under programtiden.
- Assarsson, B. & Jansson, P. (1998), Unemployment persistence - The case of Sweden, *Applied Economics Letters*, 5(1), pp.25-29.
- Axelsson, R. & Westerlund, O. (2005), Kunskapslyftets effekter på årsarbetsinkomster, Umeå Economic Studies 647, Department of Economics, Umeå University.
- Bassanini, A. & Duval, R. (2006), Employment patterns in OECD countries - Reassessing the role of policies and institutions, social, employment and migration, Working Paper 35, OECD.
- Benmarker, H., Carling, K. & Holmlund, B. (2007), Do benefit hikes damage job finding? Evidence from Swedish unemployment insurance reforms, *Review of Labour Economics and Industrial Relations*, 21(1), pp.85-120.
- Calmfors, L. (1995), Labour Market Policy and Unemployment, *European Economic Review*, 39(3-4), pp.583-592.
- Calmfors, L., Forslund, A. & Hemström, M. (2001), Does active labour market policy work? Lessons from the Swedish experiences, *Swedish Economic Policy Review*, 8(2), pp.61-131.
- Calmfors, L., Forslund, A. & Hemström, M. (2002), Vad vet vi om den svenska arbetsmarknadspolitikkens sysselsättningseffekter?, Report 2002: 08, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Calmfors, L., Forslund, A. & Hemström, M. (2004), The effects of active labor market policies in Sweden - What is the evidence?, in Agell, J., Keen M. & Weichenrieder J. (red), *Labor Market Institutions and Public Regulation*, MIT Press.
- Calmfors, L. & Marthin, G. (2011), Vad bör göras med arbetslöshetsförsäkringen?, *Ekonomisk Debatt*, 39(6), pp.5-19.
- Carling, K. & Gustafson, L. (1999), Self-employment grants vs. subsidized employment - Is there a difference in the reemployment risk?, Working Paper 1999: 6, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Carling, K., Holmlund, B. & Vejsiu, A. (2001), Do Benefit Cuts Boost Job Finding? Swedish Evidence from the 1990s, *Economic Journal*, 111, pp.766-90.
- Carling, K. & Richardson, K. (2004), The relative

- efficiency of labor market programs - Swedish experience from the 1990's, *Labour Economics*, 11(3), pp.335-354.
- De Luna, X., Forslund A. & Liljeberg L. (2008), Effekter av yrkesinriktad arbetsmarknadsutbildning under perioden 2002-2004, Report 2008:01, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Edmark, K., Liang, C-Y., Mörk, E. & Selin, H. (2010), Evaluation of the Swedish Earned Income Tax Credit, mimeo, Department of Economics, Uppsala University.
- Finansdepartementet (2009), Arbetsutbudseffekter av reformer på inkomstskatteområdet 2007-2009, Rapport från ekonomiska avdelningen på Finansdepartementet, Ministry of Finance.
- Finansdepartementet (2010), Arbetsutbudseffekter av ett förstärkt jobbskatteavdrag och förändrad statlig inkomstskatt, Ds 2010:37, Ministry of Finance.
- Finanspolitiska rådet (2009), Svensk finanspolitik - Finanspolitiska rådets rapport 2009, the Swedish Fiscal Policy Council.
- Finanspolitiska rådet (2010), Svensk finanspolitik - Finanspolitiska rådets rapport 2010, the Swedish Fiscal Policy Council.
- Finanspolitiska rådet (2011), Svensk finanspolitik - Finanspolitiska rådets rapport 2011, the Swedish Fiscal Policy Council.
- Flood, L. (2010), En skattepolitik för både innan- och utanförskapet, SNS, Stockholm.
- Flood, L., Pylkkänen, E. & Wahlberg, R. (2003), From welfare to work - Evaluating a proposed tax and benefit reform targeted at single mothers in Sweden, Discussion Paper 891, Institute for the Study of Labor (IZA).
- Forslund, A. (2008), Den svenska jämviktsarbetslösheten - en översikt, Report 2008:17, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Forslund, A., Gottfries, N. & Westermark, A. (2008), Prices, Productivity and Wage Bargaining in Open Economies, *Scandinavian Journal of Economics*, 100(1), pp.169-195.
- Forslund, A., Johansson, P. & Lindqvist L. (2004), Employment subsidies - A fast lane from unemployment to work?, Working Paper 2004:18, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Forslund, A. & Krueger, A. (2006), Did Active Labor Market Policies Help Sweden Rebound from the Depression of the Early 1990s?, in Freeman, R., Swedenborg, B. & Topel, R. (red.), *Reforming the Welfare State - Recovery and Beyond in Sweden*, The University of Chicago Press (詳しくは本号書評参照).
- Forslund A. & Vikström, J. (2011), Arbetsmarknadspolitikens effekter på sysselsättning och arbetslöshet - en översikt, Appendix 1 to *Långtidsutredningen 2011* (LU 2011).
- Fröberg, D. & Lindqvist, L. (2002), Deltagarna i aktivitetsgarantin, Report 2002:11, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Fredriksson, P. & Johansson P. (2003), Employment, mobility, and active labor market programs, Working Paper 2003:3, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Hammar, H. (2008), Aktiviteter inom JOB och UGA, Promemoria 28 november, Arbetsförmedlingen (the Swedish Public Employment Service).
- Hassler, J. (2010), Sweden in past, current and future economic crises - a report for the OECD Economics Department, mimeo.
- Henrekson, M. (2010), Håller regeringens jobbstrategi?, *Ekonomisk Debatt*, 38(2), pp.66-78.
- Häggglund, P. (2002), Första året med aktivitetsgarantin - en utvärdering av aktivitetsgarantins effekter, *Ura 2002:2*, Arbetsmarknadsstyrelsen (the Swedish Labour Market Board).
- Häggglund, P. & Skogman-Thoursie, P. (2010), De senaste reformerna inom sjukförsäkringen - En diskussion om deras förväntade effekter, Rapport till Finanspolitiska rådet 2010:5.
- Häkkinen-Skans, I. & Kosonen, T. (2011), Sänkt moms på frisörverksamhet och restauranger i Finland - Blev det verkligen lägre priser och högre sysselsättning?, *Ekonomisk Debatt*, 39(5), pp.5-16.
- ITPS (2006), Uppföljning av 2001 års nystartade företag - tre år efter start, Report 2006:001, Institutet för tillväxtpolitiska studier (The Institute for Growth Policy Studies).
- Jackman, R. (1994), What can active labour market policy do?, *Swedish Economic Policy Review*, 1(1-2), pp.221-257.
- Johansson, P. (2006), Using Internal Replication to Establish a Treatment Effect, Working paper 2006:3, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Johansson, P. & Palme, M. (2005), Moral hazard and sickness insurance, *Journal of Public Economics*, 89 (9-10), pp.1879-1890.

- Kjellberg, A. (2009), The Swedish Ghent system and trade unions under pressure, *Transfer: European Review of Labour and Research*, 15(3-4), 481-504
- Kjellberg, A. (2011), The Decline in Swedish Union Density since 2007, *Nordic Journal of Working Life Studies*, 1(1), pp.67-93.
- Konjunkturinstitutet (2007), Lönebildningsrapporten 2007, Konjunkturinstitutet (National Institute of Economic Research).
- Konjunkturinstitutet (2011), Konjunkturläget - Mars 2011, Konjunkturinstitutet (National Institute of Economic Research).
- Kolm, A.-S. & Tonin, M. (2006), In-work benefits in search equilibrium, *Research Paper 2006:12*, Department of Economics, Stockholm University.
- Layard, R., Nickell, S. & Jackman, R. (1991), *Unemployment - Macroeconomic Performance and the Labour Market*, Oxford University Press, Oxford.
- Lind, J. (2007), A Nordic Saga - The Ghent System and Trade Unions, *International Journal of Employment Studies*, 15(1), pp.49-68.
- Lind, J. (2009), The end of the Ghent system as trade union recruitment machinery, *Industrial Relations Journal*, 40(6), pp.510-523.
- Lindbeck, A. & Snower, D. (1988), *The insider-outsider theory of employment and unemployment*, MIT Press, Cambridge.
- Lindbeck, A., Palme, M. & Persson, M. (2006), Job security and work absence - evidence from natural experiment, *Research Papers in Economics 2006:03*, Department of Economics, Stockholm University.
- Lindblad, H. (2010), Wages, Employment, and Unemployment - The Effect of Benefits, Taxes and Labor Mobility, Department of Economics, Stockholm University.
- Lindblad, H. & Sellin, P. (2003), The equilibrium rate of unemployment and the real exchange rate - An unobserved components system approach, *Sveriges Riksbank Working Paper 152*.
- Lindvall, J. (2010), *Mass Unemployment and the State*, Oxford University Press, Oxford.
- Lindvall, J. (2011), Vad hände med den aktiva arbetsmarknadspolitiken?, *Ekonomisk Debatt*, 39(3), pp.38-45.
- Lindvall, J. & Rueda, D. (2010), The Insider-Outsider Dilemma in Sweden, mimeo.
- Lindvert, J. (2006), Ihålig arbetsmarknadspolitik, Boréa, Umeå.
- LU (Långtidsutredningen) (2011), Huvudbetänkande, SOU 2011:11, Swedish Long-Term Survey.
- Lundin, D. & Liljeberg, L. (2008), *Arbetsförmedlingens arbete med nystartsjobben*, Report 2008:09, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Lundin, M. (2001), Hur fungerar anställningsstöden?, Report 2001:09, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Medlingsinstitutet, (2010), *Avtalsrörelsen och lönebildningen 2009*, the Swedish National Mediation Office.
- Nickell, S. & Layard, R. (1999), Labour market institutions and economic performance, in shenfelter, O. & Card, D. (red) *Handbook of labor economics 3*, Elsevier, Amsterdam.
- Nickell, S., Nunziata, L. & Ochel, W. (2005), Unemployment in the OECD since the 1960s - What do we know?, *Economic Journal*, 115(1), pp. 1-27.
- Okeke, S. (2005), *Arbetsmarknadsutbildningens effekter för individen*, Arbetsmarknad och arbetsmarknadspolitik, Ura 2005:6, Arbetsmarknadsstyrelsen (the Swedish Labour Market Board).
- Pissarides, C. (2000), *Equilibrium Unemployment Theory*, 2nd edition, MIT Press, Cambridge.
- Røed, K., Jensen, P. & Thoursie, A. (2002), Unemployment duration, incentives and institutions - A micro-econometric analysis based on Scandinavian countries, Memorandum 9/2002, Department of Economics, University of Oslo.
- Sanchez, J. M. (2008), Optimal state-contingent unemployment insurance, *Economics Letters*, 98(3), pp.348-357.
- Sianesi, B. (2001a), An evaluation of the active labour market programmes in Sweden, Working Paper 2001: 05, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).
- Sianesi, B. (2001b), The Swedish active labour market programmes in the 1990s - Overall effectiveness and differential performance, *Swedish Economic Policy Review*, 8, pp.133-169.
- Sianesi, B. (2004), An Evaluation of the Swedish System of Active Labor Market Programs in the 1990s, *The Review of Economics and Statistics*, 86(1), pp.133-155.
- Sianesi, B. (2008), Differential effects of active labour market programs for the unemployed, *Labour Economics*, 15(3), pp.370-399.
- Skedinger (2005), Hur höga är minimilönerna?, Report 2005:18, Institute for Labour Market Policy Evaluation (IFAU).

- Socialförsäkringsutredningen (2005), Vad är arbetslinjen?, Samtal om socialförsäkring, nr. 4, the Investigation Committee for Social Insurance.
- Stenberg, A. (2003), An Evaluation of the Adult Education Initiative Relative Labour Market Training, Umeå Economic Studies No 609, Department of Economics, Umeå University.
- Stenberg, A. (2005), Comprehensive Education of Vocational Training for the Unemployed?, Umeå Economic Studies No 663, Department of Economics, Umeå University.
- Stenberg, A. & Westerlund, O. (2004), Does Comprehensive Education Work for the Long-Term Unemployed?, Umeå Economic Studies No 641, Department of Economics, Umeå University.
- Sorensen (1997), Public finance solutions to the European unemployment problem, *Economic Policy*, 12(25), pp.221-264.
- Warne A. & Vredin A. (2006), Unemployment and Inflation Regimes, *Studies in Nonlinear Dynamics & Econometrics*, 10(2), 2.
- Westermarck, A. (2008), Lönebildningen i Sverige 1996-2009, *Studier i finanspolitik 2008:16*, Finanspolitiska rådet (the Swedish Fiscal Policy Council).

(さとう・よしひろ ヨーテボリ大学博士課程)